

第3章 地震発生時の応急対策等

第1 組織

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「第3編 災害応急対策 第1章 活動体制の確立」によるものとする。

第2 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「第3編 災害応急対策 第1章 活動体制の確立～第8章 社会環境の確保」によるものとする。